

税理士・公認会計士・弁護士などの専門家による 経営改善計画策定&フォローアップの 費用を補助します!!

費用の3分の2は当センターが負担します。(上限200万円)

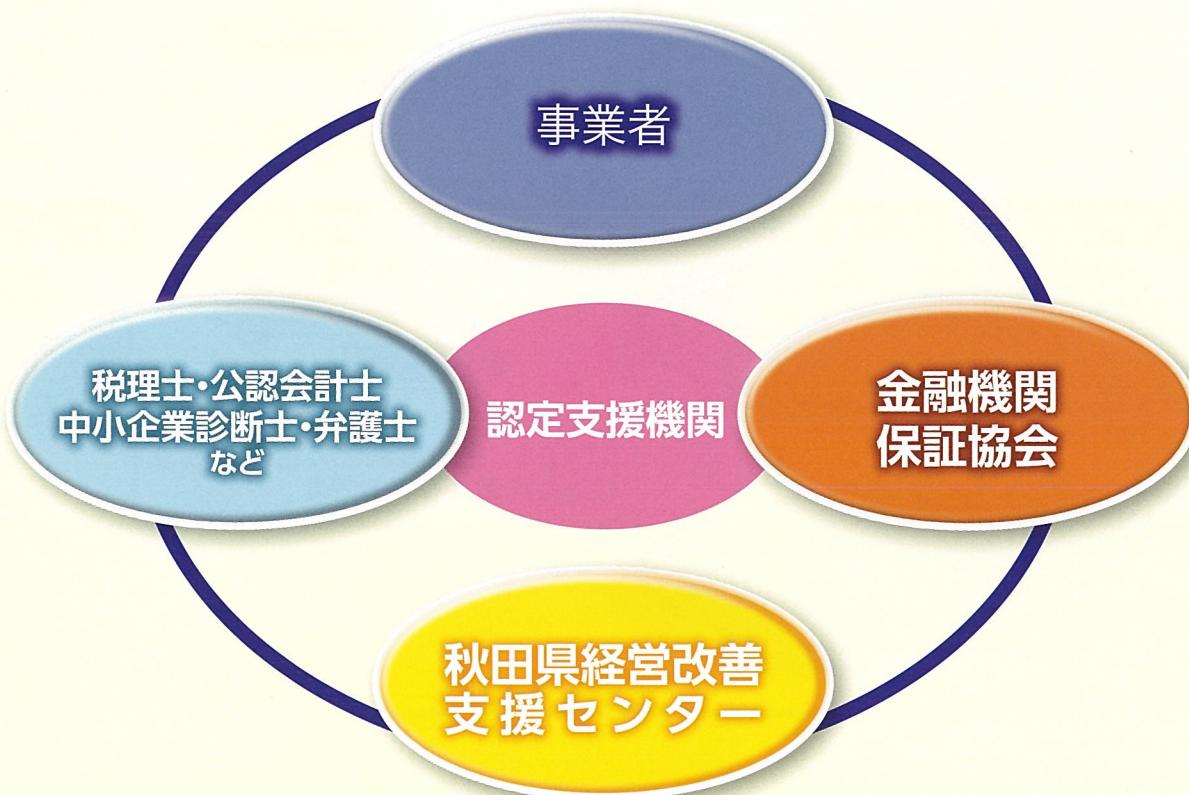
支援事業の概要

秋田県中小企業再生支援協議会に「秋田県経営改善支援センター」が新設されました。

本事業は、一定の要件の下、認定支援機関（※1）が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する、経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2（上限 200 万円※2）を負担するものです。

支援対象事業者

本事業の対象となるのは、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えているものの、自分では作成することが難しい「経営改善計画」を、認定支援機関の支援を受けて策定することにより、金融機関からの支援が見込める中小企業・小規模事業者のみなさまです。



※1 認定支援機関とは国の認定を受けた公的な支援機関で、税理士・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関などです。

※2 上限額は売上規模、借入額により異なりますので当センター宛ご確認ください。

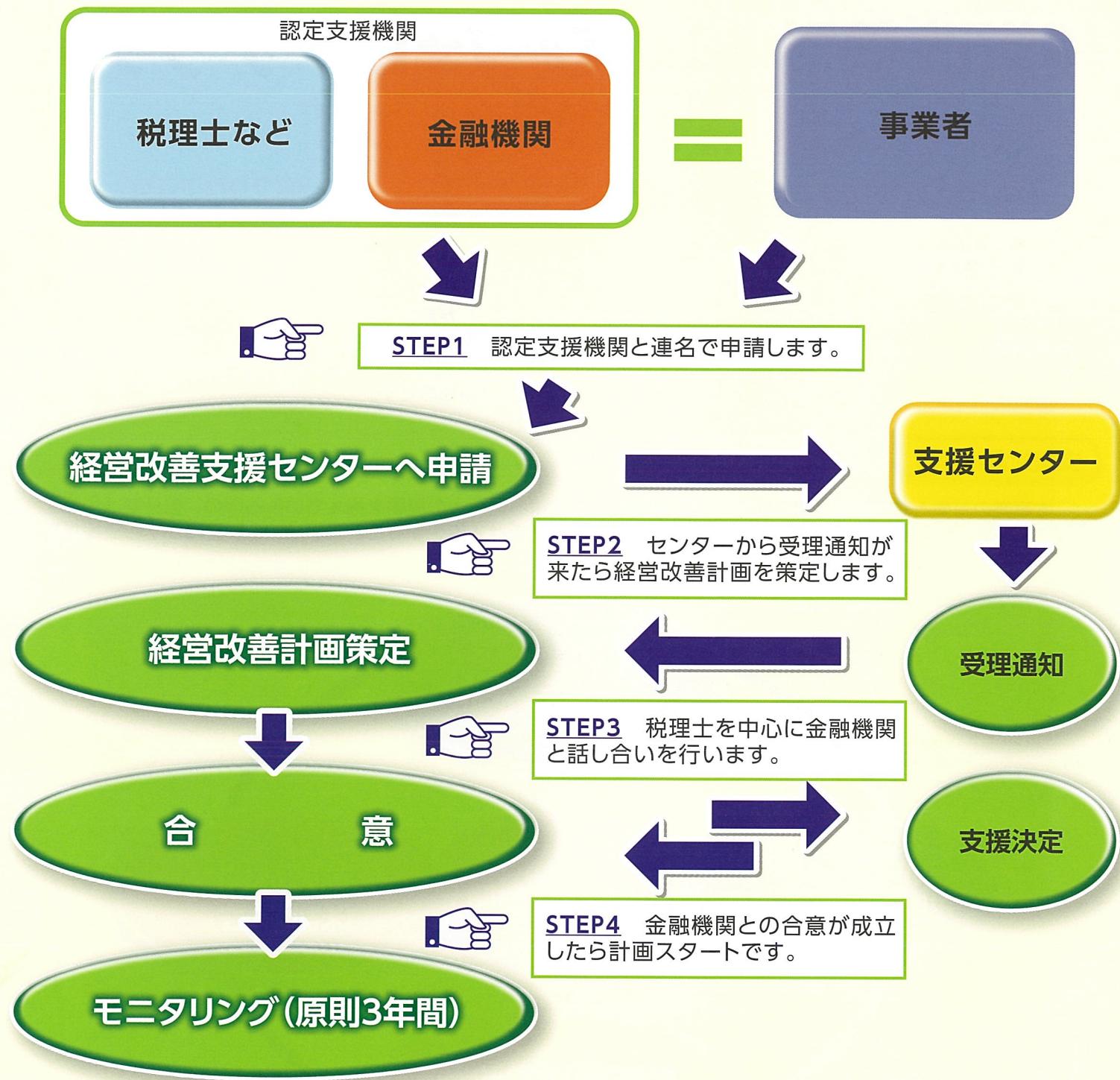
お問い合わせ先

秋田商工会議所・秋田県中小企業再生支援協議会
秋田県経営改善支援センター

〒010-0951 秋田県秋田市山王2丁目1番40号 田口ビル4階
TEL／018-896-6153 FAX／018-863-3753

申込みから補助金受取までの流れ

具体的な流れを簡単に説明します。



具体例

申請金額90万円の場合

(内訳)計画策定費用45万円+モニタリング費用45万円

計画策定費用の3分の2=30万円、モニタリング費用の3分の2=30万円、
合わせて60万円をセンターが負担します。

※事業者の負担は残りの30万円となります。

まずは顧問税理士さんやメインバンクへ相談してみましょう。